

平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案に対する修正案要綱

- 一 国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例に関する規定の削除
国民年金法及び国民年金特別会計法における事務費の負担に係る規定について平成18年度における特例を定める規定を削除するものとする。
(第5条関係)

- 二 厚生保険特別会計年金勘定及び業務勘定の歳入及び歳出の特例に関する規定の削除
厚生保険特別会計法における事務費の負担に係る規定について平成18年度における特例を定める規定を削除するものとする。
(第6条関係)

- 三 国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例に関する規定の削除
国家公務員共済組合法における事務費の負担に係る規定について平成18年度における特例を定める規定を削除するものとする。
(第7条関係)

- 四 平成18年度の歳出についての検証結果に基づいた特例公債の発行額の縮減
政府は、国の財政が危機的状況にあることにかんがみ、平成18年度の歳出について、国庫が負担することとされる厚生年金保険法に基づく年金事業等の事務の執行に要する費用を含め、その全般について徹底した検証を行い、その結果に基づいて、歳出の改革と縮減のための措置を講ずることにより、特例公債の発行額の縮減を図るよう努めるものとする。
(附則第2項関係)